

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第41号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>第38号様式（その1）（第8条関係）</u>	<u>第38号様式（その1）（第8条関係）</u>

(県税更正 (決定) 通知書の表面)

法人県民税・事業税・地方法人特別税 更正 決定 通知書

年 月 日

納税者の所在地及び名称 様

香川県県税事務所長 図

次のとおり更正・決定したので通知します。

事業年度		から まで		徴収番号		税	
事業税・地方法人特別税				県 民 税			
所得割額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	円
区 分	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	円
年 額	万円以下の金 ①	円	円	税率			
年 額	万円を超え年 万円以下の金額 ②	円	円	法人税割額	④	円	
年 額	万円を超える金額 ③	円	円	外国の法人税等の額の控除額	⑤	円	
小計	①+②+③ ④	円	円	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑥	円	
軽減税率不適用法人の金額	⑤	円	円	利子割額の控除額	⑦	円	
付加価値割額	⑥	円	円	差引法人税割額	⑧	円	
資本割額	⑦	円	円	既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑨	円	
収入割額	⑧	円	円	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑩	円	
計	①+⑥+⑦+⑧又は⑤+⑥+⑦+⑧ ⑨	円	円	既に還付請求利子割額が過大である場合の納付額	⑪	円	
平成27年改正法附則第9条又は第9条の控除額	⑩	円	円	差引	⑨-⑩-⑪+⑫	円	
仮装経理に基づく事業税の控除額	⑪	円	円	均等割額算定月数及び均等割額	⑬	月 円	
課税免除の金額	⑫	円	円	減免の金額	⑭	円	
差引	⑩-⑪-⑫ ⑬	円	円	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑮	円	
区 分	課税標準	税率	税額	差引	⑮-⑯-⑰	円	
所得割に係る地方法人特別割額	⑰	円	円	計	⑮+⑯	円	
収入割に係る地方法人特別割額	⑱	円	円	⑰+⑱ ⑲	円	円	
計	⑰+⑱ ⑲	円	円	既に納付の確定した当期分の地方法人特別割額	⑳	円	
仮装経理に基づく地方法人特別税の控除額	㉑	円	円	利子割額	㉒	円	
差引	⑲-㉑ ㉒	円	円	控除した金額	㉓	円	
区 分	不足・増加割額	率	加 算 額	控除しきれなかった金額	㉔	円	
加 算	(加重対象) 過少申告加算金 ㉕	円	円	既に還付を請求した利子割額	㉕	円	
算	不申告加算金 ㉖	円	円	既に還付請求利子割額が過大である場合の納付額	㉖-㉗	円	
金	重加算金 ㉗	円	円	利子割還付額	㉘-㉙	円	
加算金計	㉕+㉖+㉗ ㉚	円	円	更正・決定の理由			
指定納期限	年 月 日						
指定納期限までの延滞金額	事業税及び地方法人特別税	円					
	県 民 税	円					
納 付 場 所	裏面一覧表のとおり						

注意

- 税金、加算金及び延滞金は、同時に納めてください。
- なお、延滞金の計算方法は、納付書の裏面に記載してあります。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。
- この処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。
- なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。こととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(県税更正 (決定) 通知書の表面)

法人県民税・事業税・地方法人特別税 更正 決定 通知書

年 月 日

納税者の所在地及び名称 様

香川県県税事務所長 図

次のとおり更正・決定したので通知します。

事業年度		から まで		徴収番号		税	
事業税・地方法人特別税				県 民 税			
所得割額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	円
区 分	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	円
年 額	万円以下の金 ①	円	円	税率			
年 額	万円を超え年 万円以下の金額 ②	円	円	法人税割額	④	円	
年 額	万円を超える金額 ③	円	円	外国の法人税等の額の控除額	⑤	円	
小計	①+②+③ ④	円	円	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑥	円	
軽減税率不適用法人の金額	⑤	円	円	利子割額の控除額	⑦	円	
付加価値割額	⑥	円	円	差引法人税割額	⑧	円	
資本割額	⑦	円	円	既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑨	円	
収入割額	⑧	円	円	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑩	円	
計	①+⑥+⑦+⑧又は⑤+⑥+⑦+⑧ ⑨	円	円	既に還付請求利子割額が過大である場合の納付額	⑪	円	
平成27年改正法附則第9条又は第9条の控除額	⑩	円	円	差引	⑨-⑩-⑪+⑫	円	
仮装経理に基づく事業税の控除額	⑪	円	円	均等割額算定月数及び均等割額	⑬	月 円	
課税免除の金額	⑫	円	円	減免の金額	⑭	円	
差引	⑩-⑪-⑫ ⑬	円	円	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑮	円	
区 分	課税標準	税率	税額	差引	⑮-⑯-⑰	円	
所得割に係る地方法人特別割額	⑰	円	円	計	⑮+⑯	円	
収入割に係る地方法人特別割額	⑱	円	円	⑰+⑱ ⑲	円	円	
計	⑰+⑱ ⑲	円	円	既に納付の確定した当期分の地方法人特別割額	⑳	円	
仮装経理に基づく地方法人特別税の控除額	㉑	円	円	利子割額	㉒	円	
差引	⑲-㉑ ㉒	円	円	控除した金額	㉓	円	
区 分	不足・増加割額	率	加 算 額	控除しきれなかった金額	㉔	円	
加 算	(加重対象) 過少申告加算金 ㉕	円	円	既に還付を請求した利子割額	㉕	円	
算	不申告加算金 ㉖	円	円	既に還付請求利子割額が過大である場合の納付額	㉖-㉗	円	
金	重加算金 ㉗	円	円	利子割還付額	㉘-㉙	円	
加算金計	㉕+㉖+㉗ ㉚	円	円	更正・決定の理由			
指定納期限	年 月 日						
指定納期限までの延滞金額	事業税及び地方法人特別税	円					
	県 民 税	円					
納 付 場 所	裏面一覧表のとおり						

注意

- 税金、加算金及び延滞金は、同時に納めてください。
- なお、延滞金の計算方法は、納付書の裏面に記載してあります。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。
- この処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。
- なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。こととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(県税更正(決定)通知書の裏面)

納 付 場 所

備考 連結法人の法人税割にあつては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」とする。

(県税更正(決定)通知書の裏面)

納 付 場 所

備考 連結法人の法人税割にあつては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第38号様式(その1)の規定は、平成27年4月1日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税並びに同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税については、なおその効力を有する。